薬生食輸発0521第1号 令和3年5月21日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課 輸入食品安全対策室長 (公印省略)

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について (フランス産ソフト及びセミハードタイプのナチュラルチーズのリステリア・モノサ イトゲネス)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和3年5月20日付け薬生食輸発0520第1号)により通知したところである。

今般、輸入時の自主検査において、下記の製造者及び製造所により製造されたフランス産ナチュラルチーズからリステリア・モノサイトゲネスを高濃度に検出したことから、同通知の別表 12 に当該施設を追加し、別紙のとおりとするので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくお願いする。

記

(FR 62 160 030 CE) L'ATELIER DES AFFINEURS 注)旧名称である「PHILIPPE OLIVIER SAS」も併せて追加する。